令和２年度

事 業 報 告 書
及 び
同 付 属 明 細 書

社会福祉法人見晴学園

Ⅰ　法人本部

１　概　要

令和元年 12 月、中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス(COVID-19)は瞬く間に全世界に拡大、令和 3 年 3 月末時点で全世界の累計感染者数は 1 億 3,000 万人超、累計死者数も 300 万人にせまる未曾有の禍となった。

令和 2 年 4 月には国内の累計感染者が 3,000 人を超え、また累計死者数も 100 人を超える状況となり全都道府県に対し緊急事態宣言が発令された。5 月 25 日には全国の都道府県の緊急事態宣言が解除されるも、7 月から 8 月のレジャーシーズンの人の流れの影響からか感染者が増加、第 2 波が到来、全国の新規感染者数が 8 月 7 日に 1,605 人、1 週間平均では 1,300 人を超える状況となった。

9 月から 10 月にかけては新規感染者が 1 日平均 500 人余りの状況が続いたが、11 月より再び増加傾向に転じ、新規感染者数も 1 日 2,000 人を超え、多いときには 1 日 3,000 人を超える事態となり第 3 波の到来となった。年が明け政府は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の 4 都府県に対し緊急事態宣言を発令、その後栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の 7 府県を対象地域に追加するに至っている。令和 3 年 3 月末の時点で国内の累計感染者数 475,163 人、累計死者数 9,176 人という状況であり、感染力の強い変異株の拡大などから、令和 3 年度に入っても終息には程遠く第 4 波の到来を迎えることとなった。

静岡県内においても全国と同様の波で感染状況が推移しており、1 日の新規感染者数のピークは令和 3 年 1 月 10 日の 127 人。令和 3 年 3 月末時点で県内の累計感染者数は 5,715 人、累計死者数は 118 人となっている。

このような状況の中、我々福祉関係施設においても年間を通して感染防止との闘いの 1 年となった。実際 3 月末の時点で全国 4773 か所の福祉施設での感染発生の報告があり、県内においても高齢者施設、放課後等デイサービス、保育所・こども園などで複数感染が確認され、障害者支援施設も 1 か所、クラスターの報告があった。またクラスターにならなくても一部の職員が感染したり、通所の施設の場合、利用者が家族内感染に巻き込まれてしまったケースなども耳にしている。

当法人としては、各施設・事業所を利用するすべての方々の安全を第一に考え、感染防止対策の一環として、国の対応指針に基づき事業継続計画を作成し、できうる限りの対策を講じ、通所利用者と入所利用者の活動エリアの区分けをはじめ、施設への外来者に対し、検温・マスク着用・アルコール消毒の協力を徹底して行った。またみはらしフェスティバルの中止など施設行事を中止・縮小、利用者の外出制限、家族の面会および

帰省の中止など、利用者のストレスが生じてしまう決定や、地域及び家族と長年積み重ねてきた関係性が中断してしまうという事態になっている。職員においてもプライベートでの外出での行動制限や、いつ自分が感染するかわからない不安の中、身を削る思いで仕事に従事してきたことだと思う。ただ感染防止に向けて職員が一丸となり協力することで、お互いを尊重し合い、今まで以上に心が一つになったように感じる。

新型コロナウイルス対策に翻弄された１年、さまざまな日常を変えざるを得ない状況の中、制限をかけつつも利用者個々の意思を尊重し、満足できる生活を営んでいただけるよう努めてきた。今後はワクチン接種が一つのターニングポイントになるであろうがまだまだ取り組むべき課題は山積みされている。感染防止対策を徹底することはもちろんであるが、元の日常に戻すのではなく、法人の運営および利用者の活動に発想の転換も図りながら、利用者の安心安全を第一に、また職員には誇りと生き甲斐を持って働ける職場環境づくりを、そして地域の皆様に愛される法人となるよう努めていく。

２　会　議　等

(1) 理事会

ア　令和２年６月９日(火) 三島市社会福祉会館会議室において開催し、次のことについて審議した。出席者　理事 11 人、監事２人。

(ｱ)　報第１号　日常の業務に係る理事長専決処理の報告

(ｲ)　議第１号　令和元年度社会福祉法人見晴学園事業報告書及び同附属明細書について
原案どおり可決した。

(ｳ)　議第２号　令和元年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書)、同附属明細書及び財産目録について
原案どおり可決した。

(ｴ)　議第３号　令和２年度社会福祉法人見晴学園会計第１次資金収支補正予算(案)について
原案どおり可決した。

(ｵ)　議第４号　社会福祉法人見晴学園職員給与規程の一部改正(案)について
原案どおり可決した。

(ｶ)　議第５号　障害者支援施設みはらしの丘（施設入所支援）運営規程等の一部改正(案)について。
原案どおり可決した。

(ｷ)　議第６号　令和２年度社会福祉法人見晴学園定時評議員会の開催(案)について

原案どおり可決した。

イ　令和2年9月10日(金)見晴学園法人本部棟会議室において開催し、次のことについて審議した。出席者　理事8人、監事2人。

(ｱ)　報第3号　日常の業務に係る理事長専決処理の報告

(ｲ)　報第4号　職務執行状況の報告

(ｳ)　議第7号　令和2年度社会福祉法人見晴学園会計第2次資金収支補正予算(案)について

原案どおり可決した。

(ｴ)　議第8号　社会福祉法人見晴学園再雇用職員就業規則(案)について

原案どおり可決した。

(ｵ)　議第9号　社会福祉法人見晴学園再雇用職員給与規程(案)について

原案どおり可決した。

(ｶ)　議第10号 社会福祉法人見晴学園就業規則等の一部改正(案)について

原案どおり可決した。

(ｷ)　議第11号 令和2年度社会福祉法人見晴学園第1回臨時評議員会の開催(案)について

原案通り可決した。

(ｸ)　議第12号 社会福祉法人見晴学園嘱託職員給与規程の一部改正(案)について

原案どおり可決した。

ウ　令和2年9月25日(金)三島市社会福祉会館会議室において開催し、次のことについて審議した。出席者　理事10人、監事2人。

(ｱ)　議第13号　社会福祉法人見晴学園みはらしの里電気錠改修工事に係る契約の締結について

原案どおり可決した。

(ｲ)　議第14号　社会福祉法人見晴学園みはらしの丘エアコン改修工事に係る契約の締結について

原案どおり可決した。

(ｳ)　議第15号　社会福祉法人見晴学園グループホームやまと・なでしこ外壁改修工事に係る契約の締結について

原案どおり可決した。

エ　社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び見晴学園定款第26条の規定に基づき、理事会を開催することなく、提案事項につき決議の省略を実施。

議第16号 令和2年度社会福祉法人見晴学園第2回臨時評議員会の開催(案)について

当該提案につき、理事全員(11人)から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事全員(2人)から書面により異議を述べない旨の回答を得たので、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第26条に基づく理事会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

理事会の決議があったものとみなされた日　令和3年2月19日

オ　令和3年3月25日(木)三島市社会福祉会館会議室において開催し、次のことについて審議した。出席者　理事11人、監事2人。

(ｱ)　報第5号　日常の業務に係る理事長専決処理の報告

(ｲ)　報第6号　職務執行状況の報告

(ｳ)　議第17号 令和3年度社会福祉法人見晴学園事業計画(案)について
原案どおり可決した。

(ｴ)　議第18号 令和3年度社会福祉法人見晴学園会計資金収支予算(案)について
原案どおり可決した。

(ｵ)　議第19号 令和2年度社会福祉法人見晴学園会計第3次資金収支補正予算(案)について
原案どおり可決した。

(ｶ)　議第20号 社会福祉法人見晴学園職員給与規程等の一部改正(案)について
原案どおり可決した。

(ｷ)　議第21号 障害者支援施設みはらしの丘(施設入所支援)運営規程等の一部改正(案)について
原案どおり可決した。

(ｸ)　議第22号 社会福祉法人見晴学園給食調理業務委託金額の改定(案)について
原案どおり可決した。

(ｹ)　議第23号 社会福祉法人見晴学園理事候補者の選定(案)について
原案どおり選定した。

(ｺ)　議第24号 施設長等の選任(案)について
原案どおり選任した。

(ｻ)　議第25号 施設設備資金借入にかかる連帯保証人の変更(案)について

原案どおり可決した。

カ　社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び見晴学園定款第26条の規定に基づき、理事会を開催することなく、提案事項につき決議の省略を実施。

選第1号　社会福祉法人見晴学園常務理事の選定について

当該提案につき、理事全員(11人)から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事全員(2人)から書面により異議を述べない旨の回答を得たので、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第26条に基づく理事会の決議の省略により、常務理事選定の理事会の決議があったものとみなされた。

理事会の決議があったものとみなされた日　令和3年3月26日

(2) 定時評議員会

ア　令和2年6月24日(水)三島市社会福祉会館会議室において開催し、次のことについて審議した。出席者　評議員15人、理事3人、監事2人。

(ｱ)　報第2号　令和元年度社会福祉法人見晴学園事業報告書及び同附属明細書について

(ｲ)　議第2号　令和元年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録について

原案どおり可決した。

(ｳ)　議第3号　令和2年度社会福祉法人見晴学園会計第1次資金収支補正予算(案)について

原案どおり可決した。

(ｴ)　(報告)社会福祉法人見晴学園令和2年度第1回理事会の審議結果について

(3) 臨時評議員会

ア　令和2年9月25日(金)三島市社会福祉会館会議室において開催し、次のことについて審議した。出席者　評議員14人、理事3人、監事2人。

(ｱ)　議第7号　令和2年度社会福祉法人見晴学園会計第2次資金収支補正予算(案)について

原案どおり可決した。

(ｲ)　(報告)社会福祉法人見晴学園令和2年度第2回理事会の審議結果について

イ　令和3年3月25日(木)三島市社会福祉会館会議室において開催し、次のことについて審議した。出席者　評議員14人、理事3人、監事2人。

(ｱ)　議第17号　令和3年度社会福祉法人見晴学園事業計画(案)について

原案どおり可決した。

(ｲ)　議第 18 号　令和 3 年度社会福祉法人見晴学園会計資金収支予算(案)について

原案どおり可決した。

(ｳ)　議第 19 号　令和 2 年度社会福祉法人見晴学園会計第 3 次資金収支補正予算(案)について

原案どおり可決した。

(ｴ)　議第 26 号　社会福祉法人見晴学園理事の選任(案)について

原案どおり選任した。

(ｵ)　(報告)社会福祉法人見晴学園令和 2 年度第 3 回理事会、第 4 回理事会及び第 5 回理事会の審議結果について

(4) 監事監査

ア　令和 2 年 5 月 26 日(火)社会福祉法人見晴学園法人本部棟会議室において決算監査を実施し、令和元年度決算にかかる事業報告書及び計算書類等について監査した。

出席者　監事 2 人、理事 3 人。

イ　令和 2 年 10 月 30 日(金)社会福祉法人見晴学園法人本部棟会議室において定期監査を実施し、半期分の事業執行状況及び会計処理等について監査した。出席者監事 2 人、理事 3 人。

(5) 法人諸会議の開催

ア　運営会議（月 1 回、合計 12 回）

理事長、副理事長及び輪番で理事 2 人が参加し、全施設の施設長、課長が毎月定例的に集まり、本部をはじめ、各施設・事業所の施設経営のほか、重点事業にかかる報告、課題などの協議を行った。

イ　部門会議、倫理委員会（月 1 回、合計 11 回）

理事長、副理事長が参加し、全施設の施設長、課長、主任等が毎月定例的に集まり、法人全体及び各施設の障害福祉サービスにかかる課題・問題解決策、情報の共有化を行った。

尚、5 月は新型コロナウイルス感染防止対策のため中止した。

ウ　権利擁護委員会（月 1 回、合計 12 回）

全施設の施設長、課長、主任等が毎月定例的に集まり、第三者委員として三島市障がい福祉課職員も参加し、利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が提供されること、また、利用者の自立・社会参加のために権利擁護と虐待防止に努めることを目的に、全職員によるチェックリストの集計結果の報告と分析などを行った。

令和２年度も残念ながら１件の虐待認定を受ける事案が発生した。引き続き、権利擁護委員会を中心に、人権侵害防止、利用者の権利擁護や虐待防止に対する研修を実施するなどして職員の意識を高めていきたい。

エ　感染症対策会議

令和２年４月より原則毎週月曜日に施設長、課長、看護師を構成員として実施。各事業所利用者の体調等の報告、地域の感染状況の確認、感染者発生時における対応及び備品等の在庫管理の状況報告等、事業継続計画を基に感染症対策の確認を行った。今後も事業継続計画のさらなる充実を図り、感染防止に努めていきたい。

(6) 先進地視察

令和元年度に行った先進地視察研修は、令和２年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した。今後は国及び地域の状況を踏まえ、感染対策を徹底したうえでどのような形で実施できるか模索していく。

３　主な事業・懸案事項等

(1) 障害者支援施設みはらしの丘、みはらしの里における体制変更

利用者の安心感が得られるような環境づくりの他、社会・地域の福祉ニーズに即応すると共に、経営体制の強化を図り、健全で安定した継続的な法人の運営・経営を目指す目的でみはらしの丘(生活介護)及びみはらしの里(生活介護・施設入所)の利用者定員削減を検討、それに向けて利用者の生活場所の変更を実施した。また新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業所内での感染リスクを最小限にするために、活動事業所及び活動エリアを分けることにより通所利用者と入所利用者の接点をなくした。

みはらしの里においては利用者の重度高齢化に対応するために、その特性に合わせた生活場所への移行を検討､介護保険施設及び在宅での家族による介護など３人の利用者が移行、新しい生活を始めた。

みはらしの丘においては介護度の高くなった利用者をみはらしの里へ、それに伴いみはらしの里の活動的な利用者がみはらしの丘へ移動した。

(詳細は各事業所の報告参照)

(2) 職員育成・福利厚生事業

法人内全職員を対象に、新型コロナウイルス感染防止の意識高揚のための研修を各職員それぞれ２回ずつ受講。また法人トータルの人材育成を狙いとした階層別職員研修(外部研修)に関してはWeb、Zoom等での開催の物にはできる限り参加した。

そのほか職員が継続して学べる体制を整えるための資格取得支援の充実、さらに職員の就労意欲を高め福利厚生の増進を図るため、(福)福利厚生センターが事業 展開している「ソウェルクラブ」に加入している。

また、法人の事業内容や財務状況など、皆様に広く情報を公開し、見える法人であるように努めるためホームページの更新を実施した。

ア　ソウェルクラブへの加入

個々の法人では成し得ない福利厚生事業を全国規模で共同化することにより、規模のメリットを最大限に活かし、会員のニーズに応じた多種多様なサービスの提供を受けた。

健康生活用品、結婚お祝品、出産お祝品、入学お祝品、永年勤続記念品などの給付を受けた。

(3) 既存施設設備更新事業

施設等の改修は、利用者の高齢化などから、利用者サービスの向上とニーズ対応にとって必須のものであることから、利用者の安全性の確保及び居住環境の向上を目指す観点から、既存施設の改修及び設備更新を実施した。

主な事業

ア　みはらしの里

(ｱ) 電気錠改修工事

(小野建設㈱　契約金額　　7,205,000 円(消費税込))

(ｲ) 本締錠交換工事

(小野建設㈱　契約金額　　2,057,000 円(消費税込))

(ｳ) エレベーター修繕工事

(東芝エレベーター㈱　契約金額　995,500 円(消費税込))

イ　みはらしの丘

(ｱ) 2 階居室入口建具改修工事

(小野建設㈱　契約金額　　500,170 円(消費税込))

(ｲ) 利用者男女ロッカー室改修工事

(小野建設㈱　契約金額　　1,540,000 円(消費税込))

(ｳ) 1 階女子用トイレブース改修工事

(㈱金指商会　契約金額　　830,000 円(消費税込))

(ｴ) GHP エアコン更新工事

(静岡ガス・エンジニアリング㈱　契約金額　　6,050,000 円(消費税込))

ウ　グループホームやまと

(ｱ) やまと居室床改修工事

（小野建設㈱　契約金額　　1,749,000 円（消費税込））

(ｲ) 外壁改修工事

（小野建設㈱　契約金額　　3,652,000 円（消費税込））

(4) 社会福祉充実計画

平成 29 年 4 月に改正社会福祉法が全面施行され、社会福祉法人の在り方が根本から見直される中、当法人では社会福祉充実残額が算出されたため「社会福祉充実計画」の作成・実施が義務付けられた。計画を実施するなか経営組織体制の見直し、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図り余裕財産の再投資を行ってきた。

平成 29 年度に新規事業所「そおれ」の建設、平成 30 年度にみはらしの丘大規模改修、令和元年度にみはらしの里大規模改修、また 3 年間を通して行われた職員の育成及び資質向上の為の研修、更には計画には含まれてはいなかったが平成 30 年のグループホームかりんの建設などを経て余裕財産額がマイナスとなり計画 4 年目にして「社会福祉充実計画」の早期の取り下げを所轄庁に行った。

今後も、余裕財産額を注視しながら事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図り、法人の健全運営に努めていく。

(5) 地域貢献事業

見晴学園では、60 年以上に亘り、三島市において社会福祉活動を行ってきた。

これまでの経験を生かすべく、地域への新たなニーズに対して、改正社会福祉法に先立ち平成 28 年度から様々な地域貢献への取り組みを行ってきたが、令和 2 年度はコロナウイルス感染拡大防止の観点から、法人からの働きかけによる貢献事業は休止した。ただ少しでも地域のニーズにこたえるために、地域の幼稚園へのマイクロバスの貸出は継続して行った。

4　防災・防犯訓練

(1) 総合防災訓練

ア　令和 2 年 6 月 1 日（月）

日中火災を想定した訓練を実施するとともに、新任職員を中心に防災教育も実施した。

イ　令和 2 年 9 月 1 日（火）

静岡県下統一の大規模地震を想定し、総合防災訓練を実施した。突発地震を想定した生活基盤の確保、救護訓練を実施し、利用者の安全確保とパニック防止に努め、職員の動作や各班の連携に留意した訓練を重点に展開した。

ウ　令和２年11月２日(月)

社会福祉施設防災の日として「みはらしの丘」「みはらしの里」「グループホームやまと・なでしこ・かりん」で夜間の火災を想定した防災訓練を実施した。

夜間、職員が少ない時間帯に、利用者の安全確保、パニック防止及び火災発生時の迅速な避難誘導を重点に訓練を行った。

エ　令和２年11月４日(水)

社会福祉施設防災の日として「グループホームかざま」で夜間の火災を想定した防災訓練を実施した。

利用者の安全確保、パニック防止、火災発生時の迅速な避難誘導及び近隣への応援要請を重点に訓練を行った。

(2) 避難訓練

夜間における施設利用者の安全確保と職員の避難誘導技術向上を図るため、毎月１回夜間避難訓練を実施した。なお、検証結果については職員会議等で報告し、周知を図るとともに、日中訓練も２回実施した。

(3) 初期消火訓練

補助散水栓の取扱いを中心とした訓練を毎月１回実施するとともに、併せてスプリンクラー設備の取扱い説明も実施した。

(4) 通報訓練

ア　119番通報訓練⇒1回

イ　職員非常招集訓練（連絡網の確認）⇒1回

ウ　安否確認システムによる職員の安否確認訓練⇒2回

エ　三島市の簡易防災無線機を活用し、三島市庁内防災訓練（無線訓練）に参加した。

(5) 防災教育

職員の防災意識の向上・理解、避難誘導技術及び防災設備の的確な操作・取り扱い方法を習得するための総合防災訓練のほか、危機管理委員会等を通して全職員に徹底した教育を行った。

(6) 普通救命講習

新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した。今後は国及び地域の状況を踏まえ、感染対策を徹底したうえで、富士山南東消防本部の協力を仰ぎ実施していきたい。

(7) 防犯訓練

新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した。今後は国及び地域の状況を踏まえ、感染対策を徹底したうえで、三島警察署の協力を仰ぎ実施していきたい。

Ⅱ　みはらしの里（障害者支援施設）

障害者支援施設として事業計画に基づき、利用者一人ひとりの人権を尊重し、質の高いサービスを提供できるよう、また、地域社会で障がい者やその家族が安心して暮らすことができるよう支援にあたった。生活介護事業、施設入所支援事業によるサービスの提供を行う中、具体的内容は以下のとおりである。

１　生活介護事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護及び創作的活動の機会を提供した。

(1) 日中活動支援

施設利用者個々の適性とニーズに合わせ、創作活動の場・身体機能の維持向上に向けた活動を設定し、利用者の興味を誘い、意欲、自信へと繋げるよう努めた。

ア　絵画療法

利用者の生活の質を高めていくことを目的とした創作活動を展開する中、自己表現を中心に、身体機能の維持向上、身の回りの変化を感じる感性、役割分担や責任感を増進させられるよう支援し、成果をあげることができた。

また、例年実施している外部講師を招いた職員研修・現場指導については新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからないことから中止をした。

愛護ギャラリー展（Web 上開催）、伊豆フルーツパーク絵画展、三島市役所絵画展、三島市内事業所共同で開催した日清プラザ絵画展、特別養護老人ホームぶなの森での年間を通じた絵画作品の展示、静岡県障害者文化芸術活動支援センターみらーと主催のイシバシプラザ絵画展等に作品を出展したほか、利用者の作品をモチーフにした令和３年カレンダーを製作し、保護者・関係者に配布した。

イ　音楽療法

音楽活動を通して心身の障がいの改善、機能の維持向上、ストレスの軽減等を目指し生活の質の向上に向けて意図的、計画的な活動を行い、利用者個々の特性に合わせたプログラム設定を強化し、成果をあげることができた。

個別・集団での楽器演奏、歌、ダンスなどを取り入れ、誰もが楽しんで参加できる活動を展開した。また、例年実施している外部講師を招いた職員研修・現場指導や音楽発表会等については新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからないことから中止をした。

ウ　園芸療法

園芸においては自然を感じ、五感を引き出す実践プログラムとして取り組んだ。

エ　運動療法

歩行活動、サーキットトレーニング、体操等を取り入れながら、身体を動かす機会を設定することで、身体的な機能改善を図った。

また、例年実施している外部講師を招いた職員研修・現場指導については新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからないことから中止をした。

オ　外出

マイクロバスでの外出をとおして、四季折々の自然の変化や雰囲気をあじわっていただき、心身のリフレッシュを図った。

(2) 日常生活支援

ア　食事	身体状況や健康状態に配慮した食事を提供し、快適な食事をしていただけるよう支援を行った。
イ　着脱衣	個性や好みを尊重し、清潔面に配慮した支援を行った。
ウ　移動	利用者の状況に応じ、施設内外の移動支援を行った。
エ　排泄	衛生や清潔面に配慮し、個々の自立に向けた支援を行った。
オ　入浴	健康状態に配慮し、快適な入浴ができるよう支援を行った。
カ　整容	清潔面に配慮し、適切な整容ができるよう支援を行った。

(3) 生活環境支援

ア　清掃	衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた技術習得への支援を行った。
イ　洗濯	衛生・清潔面に配慮し、適宜洗濯を行うとともに、自立に向けた技術習得への支援を行った。
ウ　整理整頓	適宜整理整頓を行うとともに、自立に向けた支援を行った。

(4) 社会生活支援

ア　情報提供	掲示板等で必要な情報を提供した。
イ　相談援助	苦情解決を含めた相談援助を行った。
ウ　地域生活移行	利用者の状況に応じ、地域移行に向けた支援を行った。
エ　主体的活動	自治会等、利用者の意向を尊重した主体的活動を支援した。
オ　余暇活動	利用者個々の状態に応じた余暇活動の支援を行った。

2　施設入所支援事業

日常生活において、利用者個々の希望する生活の実現に向け、適切な支援目標を設定し、日常生活支援・生活環境支援・社会生活支援等をとおして、生活習慣の確立を図った。また、加齢に伴う身体機能の低下により、利用継続が困難である方については、介護保険施設への移行支援等を行った。

３　健康管理

高齢化に伴う身体機能や認知レベルの低下などへの対策がここ数年の課題である。

健康診断・定期受診の結果及び日頃の生活の様子やバイタルチェックなど、異常の早期発見に努めた。また、原因が特定できないケガ等の防止も課題にしてきたが、職員が現認していない事故は減少したとはいえず、個別のケース会議の開催や個別支援計画に基づくマニュアルの作成などを行うことで再発防止に努めてきた。

(1) 通院状況（令和２年４月１日～令和３年３月 31 日）

	人 数(人)	通院回数(回)
内科	70	1694
外科	20	50
整形外科	3	9
脳外科	5	19
精神(神経)科	46	604
心臓外科	2	6
眼科	1	1
耳鼻科	2	2
皮 膚 科	8	45
泌尿器科	4	8
歯科	5	16
その他	2	3
計	168	2457

(2) 入院状況

人数	日数	入院先	病名
1	30	沼津市立病院	右大腿骨頸部骨折　手術
1	9	NTT 東日本病院	リハビリ
1	35	沼津市立病院	貧血加療目的
1	46	NTT 東日本病院	リハビリ
1	103	静岡医療センター	前立腺癌　手術
1	3	沼津市立病院	抜歯
1	5	静岡てんかんセンター	てんかん検査入院
1	17	順天堂大学静岡病院	シャントトラブル　手術
1	45	三島東海病院	食事量低下による栄養管理 死亡

(3) 各種検診及び検査

ア 内科、眼科、耳鼻科、歯科検診　0人

イ 生活習慣病検査

(ｱ) 血圧、体重、ＢＭＩ（体脂肪測定）

(ｲ) 検尿・・・・・・・0人

(ｳ) 血液検査・・・・・0人

(ｴ) 心電図検査・・・　0人

ウ　結核検診・・・・・・0人

※ア～ウの検診については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。

(4) その他

ア　全般

利用者の重度・高齢化に伴い、介護保険サービスの利用に向けた移行支援を行った。また、法人の重点事業となっていた「安定した経営体制の強化事業」に基づき、利用者の年齢や能力に応じた事業所間移動も行った。事業所間での引継ぎはもちろんのこと、行政、家族、各関係機関との連携を図りながら手続きを進めることができた。

また、体力・身体機能の低下を原因に、生活レベルの低下や持病の悪化、転倒による骨折患者も発生した。可能な限りリスクを減らし、安心した生活が送れるよう、今後も早期対応に努めていく。

イ　個別報告事項

(ｱ) 転倒・骨折・入院・手術（61歳　女性　三島市）

令和2年4月26日、興奮した同フロアの利用者に押されたことで転倒し、右大腿骨頸部を骨折。沼津市立病院にて手術を実施、その後、NTT 東日本病院にてリハビリを行い、8月20日に退院。みはらしの里での通常生活に戻った。本件は施設側の過失でもあり、法人が加入している損害保険にて費用負担を行った。

(ｲ) 退所利用者（70歳　男性　函南町）

令和2年5月頃より排尿コントロールができず、泌尿器科を受診。エコーによる診察の結果、残尿量が非常に多いことから膀胱留置カテーテルを挿入した。また、前立腺の腫瘍を外科手術により除去した結果、悪性の腫瘍であることが分かった。以後、膀胱留置カテーテルは常時挿入せざるを得ないなど、医療処置を伴う状況から、8月31日にみはらしの里を退所し、函南町にある有料老人ホーム（フローレンス南箱根）へ入所した。（平成22年から11年間利用）

(ｳ) 退所利用者（58 歳　男性　沼津市）

身体機能の低下から、誤嚥性肺炎を繰り返すようになり、嘱託医への受診・点滴加療を随時行っていた。家族の希望もあり、在宅生活への移行に向けて介護保険の申請を行ったところ、要介護５が確定。9 月 29 日にみはらしの里を退所し、介護サービスを利用しながら在宅生活を送られることになった。（昭和 54 年から 41 年間利用）

(ｴ) 入院・手術（54 歳　男性　三島市）

10 月 10 日、突然意識レベルが低下し傾眠傾向が強く現れた。様子観察を継続しながら嘱託医を受診したところ、水頭症治療に留置したシャントトラブルの可能性が高いとの指摘を受け、順天堂大学静岡病院へ救急搬送された。検査の結果、シャントトラブルから脳外に水を排出することができず脳圧が高くなっているとのことでもあり、同日緊急手術を行った。17 日間の入院を経て、経過良好とのことから退院。以後、定期的に受診し経過観察に努めている。

(ｵ) 退所利用者（75 歳　女性　沼津市）

令和元年 3 月頃から、生活レベルが低下し障害者支援施設での生活継続が困難になった。要介護認定の結果、要介護 5 が確定。11 月 2 日にみはらしの里を退所し、伊豆長岡にあるサービス付き高齢者住宅（新健康家族）へ生活の場所を移した。（昭和 46 年から 49 年間利用）

(ｶ) 死亡、退所（74 歳　女性　伊東市）

令和 2 年夏頃から、高齢化を原因に身体機能および生活レベルが低下。経口による栄養補給が困難となり、点滴加療を行っていた。令和 3 年 1 月に入り、点滴の頻度が高く、施設での対応が困難になったことから 1 月 22 日に三島東海病院へ入院。点滴加療を継続したが、令和 3 年 3 月 6 日午前 1 時に肺炎のため亡くなられた。（昭和 54 年から 42 年間利用）

(ｷ) 退所利用者（69 歳　男性　沼津市）

令和 2 年夏頃から、身体機能の低下を原因に日常生活の多くに支援が必要となった。白内障による両目の視力低下やダウン症に起因する心臓疾患など、多くの医療的ケアを必要とされる状況から介護保険施設の利用に向けた手続きを進め、要介護５が確定し、3 月 31 日に退所。特別養護老人ホーム（玉澍園）へ生活の場所を移した。（昭和 46 年から 49 年間利用）

(ｸ) 法人重点事業「安定した経営体制の強化事業」に基づく利用者移動

39 歳　女性　三島市　　8 月 18 日みはらしの里からみはらしの丘へ移動

61 歳　女性　三島市　　8 月 18 日みはらしの丘からみはらしの里へ移動

26 歳　男性　三島市　　10 月 1 日みはらしの里からみはらしの丘へ移動
65 歳　男性　三島市　　11 月 4 日みはらしの丘からみはらしの里へ移動
34 歳　男性　伊豆の国市　11 月 4 日みはらしの里からみはらしの丘へ移動
62 歳　男性　沼津市　　11 月 4 日みはらしの丘からみはらしの里へ移動
25 歳　男性　沼津市　　12 月 1 日みはらしの里からみはらしの丘へ移動

4　サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者を中心として、6 か月に 1 回を目安に、個別支援計画のモニタリングを実施した。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず面会や一時帰省などが中止となったため、家族と顔を合わせる機会が減少した。

個別支援計画の中に家族との良好な関係を維持する支援目標を設定し、担当職員を中心に、定期的な連絡体制の維持、近況報告を行うことで、ニーズや意向をくみ取ることができるよう配慮した。

(2) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努めた。

また、権利擁護、接遇等を課題に内部研修を開催し、人権への意識を高めた。

(3) 虐待防止への取り組み

毎月権利擁護チェックリストにて職員各自が支援に対しての自己反省をするとともに、アンケートの結果をふまえ権利擁護委員会にて組織の体質の検証を行った。

ア　不適切な支援について

令和 2 年 11 月 5 日、男性利用者が、頭頂部を平手で 3 回、男性職員から叩かれたことを受け、障害者虐待防止法に定められた通報義務のとおり、利用者の援護実施機関である富士市へ通報した。

後日、富士市障害福祉課職員による聞き取り調査が行われ、身体的虐待にあたるとの判断に至った。

富士市からは、職員へ再度虐待防止研修を実施し、上席職員を中心とした現場職員への直接指導の強化を行うよう指導を受けた。

5　苦情申し立て（苦情解決）

令和 2 年度において、みはらしの里の提供する福祉サービスの内容について、苦情、要望、クレーム等の申し立てはなかった。

６　社会福祉現場実習及び介護等体験

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度においてはみはらしの里への社会福祉現場実習及び介護等体験はなかった。

７　ライフサポート事業

利用者数・・・0 人／延べ利用日数・・・0 日

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受け入れはしていない。

８　職員の資質の向上

職員の資質の向上のため各種の研修に参加し、また、法人として独自の研修も実施した。

(1) 意思決定支援について（施設内）
(2) ADL 口腔ケア研修（施設内）
(3) 感染防止研修 6 回（法人内）
(4) ファシリテーション研修（法人内）

Ⅲ　みはらしの里短期入所

障がいのある方々や、そのご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、施設機能を提供し、地域におけるサービスの拠点としての役割を果たした。

利用者数・・・・　2 人

延利用日数・・・730 日

Ⅳ　みはらしの丘（障害者支援施設）

障害者支援施設として事業計画に基づき利用者の支援を実施した。利用者の身体能力や日常生活能力の維持・向上を目標に、生産活動、運動、芸術、余暇などを通じて豊かな生活を営んでいけるよう支援を展開する生活介護事業。夜間及び休日等の日中における基本的生活習慣の獲得、維持を目指し介護、支援、相談支援を提供する入所支援事業において、利用者のプライバシーの保護や基本的な権利を保障し、個々の可能性を尊重しながら社会生活との接点を大切に、その特性に合わせた支援を展開した。

1　生活介護事業

(1) 生産活動支援（単位 1）

生産活動において利用者がそれぞれの役割を意識するとともに、工賃を得ることで活動参加に対する意欲が芽生え、毎日が充実したものになるよう支援を展開した。

ア　外注作業

(ｱ) 外注・自立課題

パッケージのシール貼り、チラシ折り等、不定期に入る仕事が多く、年度を通じて継続した作業を提供することはできなかったものの、様々な仕事を経験するという意味においては成果を上げられたと言える。

自立課題を中心とした活動をとおし、そこで養った技術を活かすことで、生産性のある活動へつなげた方もいる中、より多くの方に対し、同様の支援を展開していくかが今後の課題でもある。

(ｲ) 祭り花作業班

三島市周辺の祭典に使用する祭り花を作製し「有限会社駒形屋」に納品する予定であったが、コロナ禍で材料が入らず、年度を通じて継続した作業を提供することができなかった。

「三島型割り箸リサイクル事業」では、「三島チップ株式会社」への納品が一度しかできず、リサイクル事業を通した社会貢献活動は充分に出来なかった。

イ　木工・手工芸作業班

手工芸作業はビーズを使ったアクセサリー類（指輪・ブレスレット・ストラップ等）を主に作製。マイ箸・なべ敷きなどの木工品も含めたこれらの製品は、三島市役所等で販売をし、地域への PR の一助とした。

また、沼津特別支援学校、東部特別支援学校の PTA バザーでの販売、オールしずおかベストコミュニティが主催するサントムーン柿田川での販売等はコロナ禍で中止となり実施することが出来なかった。

その他、古紙回収などのリサイクル事業は実施した。

ウ　委託清掃作業

委託事業として、施設（みはらしの丘）建物内共有スペースの掃除、利用者洗濯物の仕分けを行い利用者及び職員が気持ちよく生活できるような環境作りを目指した。

(2) 療法等日中活動支援(単位 2)

利用者個々の適性とニーズに合わせ、きめ細かなサービスを提供した。活動内容においては利用者の興味をさそい、意欲、自信へとつなげることに努めた。

また、利用者のニーズに合ったメニューの他、楽しめる環境整備を行った。

(ｱ) 絵画療法

利用者の生活の質を高めていくことを目的とした創作活動を展開し、個々の特性を把握し、表現活動や創造体験を通して自己の内面の表出を図った。

(ｲ) 音楽療法

音楽活動を通して心身のリフレッシュ、機能の維持・向上、ストレスの軽減等を目指し、表現活動や創造体験を通して自己の内面を表出していく過程のサポートを行った。

(ｳ) 運動療法

歩行活動、体操等を取り入れながら、身体を動かす機会を設定することで身体的な機能の維持、向上を図った。

(3) 余暇活動（単位 1、火・木曜日の午後）

利用者個々の適性とニーズに合わせ活動を展開。選択肢を複数設定することにより利用者本人の興味の拡大を図り社会参加に対する意欲の向上に努めた。

(ｱ) クラブ活動

・スポーツクラブ：軽運動、フライングディスク、散歩・ダンス等を実施し、利用者の余暇、日中活動の充実と体力の維持向上につなげた。

・クラブ：絵画、ダンス、カラオケ、DVD 鑑賞等を実施し、心身のリフレッシュを図った。

(ｲ) 外出：コロナ禍でドライブスルーやテイクアウト等を利用し、可能な範囲で希望により実施した。

(ｳ) 誕生会を各月に行い、利用者の誕生日を祝い、利用者、職員とのコミュニケーションの機会を設けた。

2　施設入所支援事業

基本的生活習慣の向上及び日常生活動作の習得に努め、自己選択、自己決定を基本とした支援を展開した。

また、利用者本人の会（メラピー）においてはそれぞれ役員（係）を配置、自治会としての意見が施設の活動に反映できるよう職員は適切な助言を行う努力をした。

3　健康管理

高齢化に伴う生活習慣病の増加、身体機能や認知レベルの低下などによる疾病が目立った。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康診断は中止としたが、定期受診の結果及び日頃の生活の様子から異常の早期発見に努めている。

現在、職員間での連携や情報の共有化を図る事で、各利用者の生活レベルを維持で

きるような支援を行った。

(1) 通院状況（令和２年４月１日～令和３年３月 31 日）

	人数（人）	通院回数（回）
内科	38	942
外科	6	8
精神科	24	309
歯科	4	10
皮膚科	2	20
耳鼻科	2	2
眼科	1	2
婦人科	2	7
計	79	1,300

(2) 入院状況

人数	日数	入院先	病名
1	3	順天堂静岡病院（内科）	敗血症性ショック
1	9	順天堂静岡病院（婦人科）	多発性子宮筋腫
1	21	沼津市立病院	胃がん

(3) 各種検診及び検査

ア 内科、眼科、耳鼻科、歯科検診、B 型肝炎ウイルス　0 人

イ 生活習慣病検査

(ｱ) 検尿・・・・・・・0 人

(ｲ) 血液検査・・・・・0 人

(ｳ) 心電図検査・・・・0 人

ウ 結核検診・・・・・・0 人

※ア～ウの検診については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。

(4) その他

ア　感染症（ノロウイルス、インフルエンザなど）

新型コロナウイルス感染予防に伴う手洗い、マスク着用、うがい、手指消毒、換気等の実施により、インフルエンザ等の感染症に罹患する利用者及び職員は一人もいなかった。改めて手洗い、手指消毒、マスクの着用等、基本感染防止対策が有効であると実感した。

イ　個別報告事項

(ｱ) 退所利用者（65 歳　男性　富士宮市）

令和 2 年 2 月、敗血症性ショックで入院し、身体機能の低下や褥瘡の手当等、医療処置を多く必要とする状態となった。65 歳に達しており高齢者施設への移行を前提にするも、褥瘡等の治療のため、先行して富士宮市のフジヤマ病院に入院、令和 2 年 4 月退所となった。（昭和 46 年から 49 年間利用）

(ｲ) 新型コロナウイルス感染防止の対応に伴う通所利用者の移動

入所利用者と通所利用者との接点を可能な限り少なくするため、通所利用者に向けてそおれの利用を提案した結果、18 人の内、男性利用者 8 人、女性利用者 6 人の計 14 人の方から同意をいただき、利用事業所を変更していただいた。

(ｳ) 法人の重点事業「安定した経営体制の強化事業」に基づく利用者移動。

39 歳	女性	三島市	8 月 18 日みはらしの里からみはらしの丘へ移動
61 歳	女性	三島市	8 月 18 日みはらしの丘からみはらしの里へ移動
26 歳	男性	三島市	10 月 1 日みはらしの里からみはらしの丘へ移動
65 歳	男性	三島市	11 月 4 日みはらしの丘からみはらしの里へ移動
34 歳	男性	伊豆の国市	11 月 4 日みはらしの里からみはらしの丘へ移動
62 歳	男性	沼津市	11 月 4 日みはらしの丘からみはらしの里へ移動
25 歳	男性	沼津市	12 月 1 日みはらしの里からみはらしの丘へ移動

4　サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者を中心として、6 か月に 1 回を目安に、個別支援計画のモニタリングを実施した。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず面会や一時帰省などが中止となったため、家族と顔を合わせる機会が減少した。

個別支援計画の中に家族との良好な関係を維持する支援目標を設定し、担当職員を中心に、定期的な連絡体制の維持、近況報告を行うことで、ニーズや意向をくみ取ることができるよう配慮した。

(2) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努めた。

(3) 虐待防止への取り組み

毎月権利擁護チェックリストにて職員各自が支援に対しての自己反省をするとともに、アンケートの結果をふまえ権利擁護委員会に於いて組織の体質の検証を行い職員の意識・技術向上に努めた。

5　苦情申し立て（苦情解決）

令和２年度において、みはらしの丘の提供する福祉サービスの内容について、苦情、要望、クレーム等の申し立てはなかった。

6　社会福祉現場実習及び介護等体験

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和２年度においてみはらしの丘への社会福祉現場実習及び介護体験実習はなかった。

7　ライフサポート事業

利用者数・・・0 人／延べ利用日数・・・0 日

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から受け入れはしていない。

8　職員の資質の向上

職員の資質向上のため各種の研修に参加。また、事前に職員にテーマを提示し勉強の機会を設け、それぞれの報告会を行った。

(1) 自閉症に関する研修（施設内）
(2) 虐待防止研修２回（施設内）
(3) 権利擁護研修（施設内）
(4) 接遇マナー研修（施設内）
(5) 強度行動障害支援者研修（施設内）
(6) 感染防止研修４回（法人内）
(7) ファシリテーション研修（法人内）

Ⅴ　みはらしの丘短期入所事業

障がいのある方々や、そのご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、施設機能を提供し、地域におけるサービスの拠点としての役割を果たすべく努力をしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため４月途中でサービスを停止した。

利用者数・・・・ ５人

延利用日数・・・27 日

Ⅵ　そらいろ

就労継続支援Ｂ型事業所として事業計画に基づき、利用者の支援を実施した。

基本方針として、利用者の社会参加、地域生活への移行を目指し、利用者の個性・特性を考慮した上で生産活動を中心とした日中活動支援を行い、事業所で働く中で生きがいを求めてもらえるよう、利用者一人ひとりの可能性を尊重しながらプライバシーや人権の擁護に努めつつ支援を展開した。

コロナ禍の中、確実な収益を得るために各作業班において、事業の安定化を図るため作業場環境や作業工程の見直し等を行うことにより、売り上げ低下を少しでも補うべく努力を行った。

１　就労継続支援

利用者の社会性の向上及び地域生活移行に向けた自立支援を展開した。

２　生産活動支援

施設内外の作業により、自立への意欲向上や、社会生活に必要な知識や技術の習得に努めた。

(1) イレットペーパー作業

トイレットペーパーを製造し、三島市をはじめ近隣市町の各行政関係施設、県立高校、警察署、一般企業、社会福祉施設、病院などへ販売を行った。利用者は製品の箱詰め、袋詰め、納品などに携わりそれぞれの適性にあわせた作業を展開した。

(2) 食品作業

みはらしの丘、みはらしの里の利用者朝食用食パン等を製造した。また、近隣ゴルフ場への食パン納品、高等学校へのデリバリー販売を可能な範囲で行った。

三島市障がい者就労支援きょうどう隊などの活動にも可能な範囲で取り組んだ。

(3) 委託清掃作業

施設外作業の一環として、本来はみはらしの里の清掃、洗濯、衣類仕分け業務を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、他施設への出入りを控え施設周辺の清掃、環境整備等を実施した。

また、みはらしの丘作業場トイレを中心に清掃を実施し、ペーパー作業場の清掃を行うなど作業場周辺の環境整備も行った。

(4) 模擬店参加

地域のイベントや福祉関係作品展はコロナ禍により中止が相次いだため、ほとんど参加することが出来なかった。

(5) 三島市障がい者就労支援きょうどう隊

三島市内の就労系の9事業所が共同し、障がい者の社会参加、就労の場の提供、安定した生活をするための工賃アップをめざしたが、コロナ禍により活動の制限を余儀なくされた。

ア　きょうどう隊の店「すてっぷ」

コロナ禍で思うような営業が出来ず、週に2回程度のパンの納品は実施することが出来なかった。しかし、東芝テックの売店に週2回パンの納品は予定通り行うことが出来た。

イ　きょうどう隊のカフェ「じゃんぷ」

コロナ禍で「すてっぷ」より休業時間が長く、隔週火曜日に当番として利用者と職員が調理や販売を行う予定であったがほとんど参加出来なかった。

3　健康管理

(1) 各種検診及び検査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため定期通院以外の検診等は中止とした。

ア　内科、眼科、耳鼻科、歯科検診

イ　検便

ウ　生活習慣病検査

(ｱ) 血圧、体重、BMI(体脂肪測定)

(ｲ) 検尿・・・・・・・0人

(ｳ) 血液検査・・・・・0人

(ｴ) 心電図検査・・・・0人

エ　結核検診・・・・・ 0人

※ア及びウ･エの検診については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。

(2) その他

感染症に関しては新型コロナウイルス感染防止対応により利用者、職員ともインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症罹患者なし。

4　サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者を中心として、6か月に1回を目安に、個別支援計画のモニタリングを実施した。

また、利用者、家族等にも状況を報告し意見を求め、個別面談等を通じてそれに応えた。

(2) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について話し合いを持ち、利用者の人権の保護に努めた。また、権利擁護チェックリストの活用により自己を振り返り、虐待防止に関する職員の意識を高めた。

5　苦情申し立て（苦情解決）

令和２年度において、そらいろの提供する福祉サービスの内容について、苦情、要望、クレーム等の申し立てはなかった。

6　職員の資質の向上

職員の資質向上のため各種の研修に参加するとともに、みはらしの丘と合同で内部研修を行った。

職員の資質向上のため各種の研修に参加、また事前に職員にテーマを提示し勉強の機会を設け、それぞれの報告会を行った。

(1) 自閉症に関する研修（施設内）
(2) 虐待防止研修２回（施設内）
(3) 権利擁護研修（施設内）
(4) 接遇マナー研修（施設内）
(5) 強度行動障害支援者研修（施設内）
(6) 感染防止研修４回（法人内）
(7) ファシリテーション研修（法人内）

Ⅶ　グループホームやまと

介護包括型サービス事業として展開、サービスの内容はこれまでと同様に、利用者主体を基本に、自分らしい生活を実現できるよう、一人ひとりの特性を考慮し、能力に合わせた支援を実施した。

また、日中活動との両立を図ることで生活も充実し、働くことの大切さの理解や励みになっている。具体的内容は以下の通りである。

1　生活活動

(1) 生活支援

日常生活の中で、身辺処理、衛生面など基本的生活習慣の確認、個々の利用者にあわせた日常生活支援を実施した。

また、利用者間の人間関係や地域生活におけるルールなど、日々の生活の中でその都度支援や相談、コミュニケーション支援を実施した。

利用者の中には、地域移行への関心や目標を持つ方もあり、普段の生活の中で自立を意識した支援を行った。

(2) 余暇支援

休日を利用し、興味があること、趣味などに関わりながら有意義な時間を過ごせるように環境づくりや支援を行った。

職員からの提案や情報提供の中で経験を積み重ね、自身が楽しめる物を見出し、自分の興味や趣味に結び付けられるように努めた。

また、地域の行事や清掃などはコロナ禍で参加することが出来なかった。

(3) 外出支援

利用者への情報提供や利用者からの要望があったが、コロナ禍において、買い物外出や希望外出を実施することは出来なかった。買い物等は職員が代行し、食事はテイクアウトを利用し、グループホーム内での喫食を可能な範囲で楽しんだ。

2　健康管理

特定疾患の利用者、てんかんや精神障害の利用者については、定期通院を継続した。また、疾病より食事制限の必要な利用者には、栄養管理、血圧測定等、医師の指示により、利用者の健康管理に努めた。

利用者の中には、高齢の方や進行性の疾患を持つ方もあり、常に状況を把握し、体調等に合わせた対応を行った。

その他、利用者からの不調の訴えに応じるほか、様子観察を通じて病気の早期発見、早期治療を心がけた。

(1) 通院状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

	人　数(人)	通院回数(回)
内科	20	108
外科	1	3
精神科	5	25
歯科	2	3
眼科	4	13
計	32	152

(2) 入院状況

令和２年度は、入院、救急搬送なし。

(3) その他

感染症に関しては新型コロナウイルス感染防止対応により利用者、職員ともインフルエンザ、ノロウイルス等感染症罹患者なし。

3　サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者を中心として、6か月に1回を目安に、個別支援計画のモニタリングを実施した。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず面会や一時帰省などが中止となったため、家族と顔を合わせる機会が減少した。

個別支援計画の中に家族との良好な関係を維持する支援目標を設定し、担当職員を中心に、定期的な連絡体制の維持、近況報告を行うことで、ニーズや意向をくみ取ることができるよう配慮した。

(2) 利用者支援に対する職員の倫理

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で利用者の支援の対応や考え方など話し合いを持ち、利用者の人権の保護に努めた。

また、権利擁護チェックリストの活用により自己を振り返り、虐待防止に関する職員の意識を高めた。

4　苦情申し立て（苦情解決）

令和2年度において、グループホームやまとの提供する福祉サービスの内容について、苦情、要望、クレーム等の申し立てはなかった。

Ⅷ　そおれ（生活介護事業所）

1　生活介護事業

生活介護事業所として事業計画に基づき、利用者の支援を実施した。利用者個々の人権を尊重すると共に、家族や関係施設と連携し、利用者中心の個別化された支援を軸に展開した。また、地域社会への参加を目標に興味関心やスキルに合わせ個別化された活動を提供した。

新型コロナウイルス感染防止の取り組みとして、入所利用者と通所利用者との接点を限りなく少なくするため、みはらしの里から通所していた13人の受け入れを令和2年4月中旬に終了（みはらしの里生活介護利用に変更）し、みはらしの丘生活介護を通所利用されていた14人の受け入れへと変更した。

(1) 日中活動支援

利用者個々の特性と適性及びニーズに合わせ、一人ひとりが社会の一員としてより自分らしく自立した生活が送れるよう、個別化された活動プログラムを提供した。個別活動としては、自立課題への取り組みや清掃活動、余暇支援、散歩等の運動プログラムなど、個々のスキルに合わせ様々な領域への体験の機会を提供するとともに、個々の得意なことを活かし、主体性や自尊心を高め、より自分らしい生活を送ることができるよう努めた。

(2) 日常生活支援

ア　食事　　身体状況に配慮した食事を提供し、個々の自立及び快適な食事をしていただけるよう支援を行った。

イ　着脱衣　　個性や好みを尊重し、個々の自立及び清潔面に配慮した支援を行った。

ウ　移動　　利用者の状況に応じ、個々の自立及び事業所内外の移動支援を行った。

エ　排泄　　衛生や清潔面に配慮し、個々の自立に向けた支援を行った。

オ　入浴　　健康状態に配慮し、個々の自立及び快適な入浴支援を行った。

カ　整容　　清潔面に配慮し、個々の自立及び適切な整容支援を行った。

(3) 生活環境支援

ア　清掃　　衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた清掃支援を行った。

イ　洗濯　　衛生・清潔面に配慮し、適宜洗濯を行うとともに、自立に向けた洗濯支援を行った。

ウ　整理整頓　　適宜整理整頓を行うとともに、自立に向けた支援を行った。

(4) 社会生活支援

ア　情報提供　　個々の理解に応じた方法で情報を提供した。

イ　相談援助　　苦情解決を含めた相談援助を行った。

ウ　地域生活移行　利用者の状況に応じ、地域移行に向けた支援を行った。

エ　主体的活動　　利用者の意向を尊重した主体的活動を支援した。

オ　余暇活動　　利用者個々の状態に応じた余暇活動の支援を行った。

2　健康管理

(1) 通院状況（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

令和 2 年度において、そおれが対応する通院はなかった。

(2) 各種検診及び検査

ア　内科、B型肝炎ウイルス

イ　生活習慣病検査

(ｱ) 血圧、体重、ＢＭＩ（体脂肪測定）

(ｲ) 検尿・・・・・・・0人

(ｳ) 血液検査・・・・・0人

(ｴ) 心電図検査・・・・0人

ウ　結核検診・・・・・・0人

※ア～ウの検診については新型コロナウイルス感染拡大の観点から中止。

(3) 感染症

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染はなかった。

3　サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者を中心として、6か月に1回を目安に、個別支援計画のモニタリングを実施した。また、利用者、保護者にも状況を報告し意見を求め、個別面談等を通じてそれに応えた。

(2) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努めた。

また、権利擁護、接遇等を課題に内部研修を開催し、人権への意識を高めた。

(3) 虐待防止への取り組み

毎月権利擁護チェックリストにて職員各自が支援に対しての自己反省をするとともに、アンケートの結果をふまえ権利擁護委員会にて組織の体質の検証を行った。

4　苦情申し立て（苦情解決）

令和2年度において、そおれの提供する福祉サービスの内容について、苦情、要望、クレーム等の申し立てはなかった。

5　社会福祉現場実習及び介護等体験

教育機関	人数	期間	延日数	実習形態
小田原短期大学	7	15	35	保育実習
山梨学院短期大学	2	7	14	保育実習
韮山中学校	1	1	1	福祉体験
計	10	23	50	

６　職員の資質の向上

職員の資質の向上のため各種の研修に参加し、また、法人として独自の研修も実施した。

(1) 施設内研修（感染症研修、権利擁護研修　他）

(2) 施設外研修（自閉症研修　他）

Ⅸ　相談支援事業所ふぁいん

相談支援事業所として事業計画に基づき、利用者一人ひとりの人権を尊重し、地域社会で障がい者やその家族が安心して暮らすことができるよう相談支援にあたった。

指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業によるサービスの提供を行う中、具体的内容は以下のとおりである。

１　指定一般相談支援事業

(1) 地域移行支援

地域移行支援については、該当案件依頼がなく実施していない。

(2) 地域定着支援

地域定着支援については、該当案件依頼がなく実施していない。

２　指定特定相談支援事業

(1) 計画相談支援

ア　サービス利用支援

サービス利用支援　134 件（法人内利用者　23 件、法人外利用者 111 件）

イ　継続サービス利用支援（モニタリング）

継続サービス利用支援　555 件（法人内利用者 226 件、法人外利用者 329 件）

(2) 相談及び援助

基本相談支援　1,826 件

３　三島市障がいとくらしを支える協議会事務局業務委託

三島市障がいとくらしを支える協議会の事務局として計画に基づき、障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活できる社会の実現を目指し、福祉、保健、雇用、教育等の各分野の関係者他、民生委員や近隣住民の連携を目的とした協議会の各種事務にあたった。

4　苦情申し立て（苦情解決）

令和２年度において、ふぁいんの提供する福祉サービスの内容について、苦情、要望、クレーム等の申し立てはなかった。

5　社会福祉士実習

教育機関	人数	期間	延日数	実習形態
日本福祉教育専門学校	2	8	16	社会福祉士

6　職員の資質の向上

職員の資質の向上の為各種の研修に参加し、また、法人として独自の研修も実施した。

(1) 相談支援研修（事業所内）

(2) 施設内研修（感染症研修、権利擁護研修　他）

(3) 施設外研修（よりよい支援のためのスキルアップ研修　他）